

核融合科学研究所研究インテグリティ及び情報セキュリティ強化委員会規則

制 定 令和8年5月12日 核研規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究インテグリティの確保に関する規程（令和4年9月15日自機規程第113号）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報セキュリティ対策に関する基本規程（平成28年自機規程第111号）に基づき、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の産学官連携の推進における研究インテグリティ及び情報セキュリティの総合的管理及び横断的対策のため、研究所に置く研究インテグリティ及び情報セキュリティ強化委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、研究所における研究インテグリティ及び情報セキュリティを統括し、研究活動に伴うリスクを総合的に管理するため、次に掲げる事項に関し各所掌委員会等では対応が困難な両領域にまたがる課題を横断的に審議し、対策を行う。

- (1) 研究インテグリティ及び情報セキュリティに係る全所的な基本方針の策定及びその推進に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請及び情報セキュリティ委員会の審議事項のうち、横断的又は統合的な検討を要する事項
- (3) 研究インテグリティ及び情報セキュリティに係る教育研修及び啓発活動に関する事項
- (4) 研究インテグリティ及び情報セキュリティに関する規程、ポリシー等の整合性の確保及び見直しに関する事項
- (5) 研究インテグリティ及び情報セキュリティに係る自己点検、監査等の結果を踏まえた改善方針の審議に関する事項
- (6) その他研究インテグリティ及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 研究部長
- (4) 核融合科学学際連携センター長
- (5) 情報システム・セキュリティセンター長
- (6) 管理部長
- (7) その他所長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

3 第1項第7号の委員は、審議事項、事案等に応じ、決定するものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第7号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会には、委員会の委員以外の者を加えることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、関係部署の協力を得て、管理部研究支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和8年5月12日から施行する。

2 この規則の施行後最初の委嘱に係る第3条第1項第7号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。